

独立行政法人地域医療機能推進機構湯河原病院における
駐車場運営者の公募の公示

令和2年7月1日からの駐車場の運営者を公募することといたしますので、希望する者は次のとおり企画書及び貸付料等にかかる見積書（封書で封印。以下「見積書」という。）を提出願います。

令和元年10月25日

独立行政法人地域医療機能推進機構湯河原病院
院長 高取 吉雄

1. 競争に付する事項

(1) 業務名

独立行政法人地域医療機能推進機構湯河原病院院内駐車場運営管理業務委託契約

(2) 運営内容

運営者は、当院院長が指定する駐車場を借り受け、当院と協議のうえ運営に必要な設備整備を行い、駐車場の運営全般を実施する。

(3) 履行期限(期間)

契約締結日から5年間

本委託契約は、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はしない。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 企画書及び見積書の提出者に要求される資格

独立行政法人地域医療機能推進機構会計規程（以下「会計規程」という。）及び独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）の規程によるほか、次に掲げる条件を全て満たした者であること。

- ①法人等を設立して5年以上経過しており、当該事業について各々良好な運営実績が3年以上であること。
- ②法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ③不正及び不誠実な行為がないこと。

(2) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の、A、B、C又はDの等級に格付され、関東甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。ただし、登録の停止を受けている期間は参加できない

(3) 次の各号に掲げる制度が適用されるものにあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2年保険制度）の保険料について滞納がないこと。

- ① 厚生年金保険
- ② 健康保険（全国健康保険が管掌するもの）
- ③ 船員保険
- ④ 国民年金
- ⑤ 労働者災害補償保険
- ⑥ 雇用保険

注：各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る）こと。

(2) 企画書及び見積書を特定するための評価基準（詳細については別紙）

①企画書の提出者の能力

同種又は類似業務の実績、その他の主要業務の実績

②当該事業の運営方針

運営方針・方法の妥当性、当該事業運営に対する取組意欲

3. 手続等

(1) 受付担当部署及び問い合わせ先

〒259-0396

神奈川県足柄下郡湯河原町宮上438

独立行政法人地域医療機能推進機構

湯河原病院 経理課 契約係

電話：0465-63-2211（代）

(2) 説明書の交付期間及び場所

① 交付期間

令和元年10月25日（水）から令和元年11月13日（水）まで

9：00～17：00

（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日は除く。）

② 交付場所

「3. (1)」に同じ

(3) 参加希望者の登録期限、場所及び方法

① 登録期限

令和元年11月13日(水) 17:00まで

② 登録場所及び方法

提出場所「(1)」に同じ

提出方法 持参又は書留による郵送

なお、企画書(提案書等の資料)は9セット提出すること

4. その他

(1)虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は、無効

(2)契約書作成の要否・・・・・・・・要

(3)企画書ヒアリング・・・・・・・・必要に応じて実施

(4) 関連情報を入手するための窓口・上記「3. (1)」に同じ

(5) 詳細は説明書による

以上